

消費者庁関連3法案のポイントについて

【目次】

消費者庁設置法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

消費者庁設置法の施行に伴う

関係法律の整備に関する法律案・・・ 4

消費者安全法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

消費者庁設置法案の骨格

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

(2) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。
- オ 割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- カ 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。
- キ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。
- ク 貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。
- ケ 宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等（個人に限る。）の利益の保護に関すること。
- コ 旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。
- サ 特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。
- シ 不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。
- ス 食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示の基準に関すること。
- セ 食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添加物等の取締りに関すること。
- ソ 健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売に供する物に関する表示に関すること。
- タ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

- チ 家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべき事項に関する事。
 - ツ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関する事。
 - テ 消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関する事。
 - ト 食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関する事。
 - ナ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - ニ 公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - ヌ 個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関する事。
 - ネ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する事。
- 等

(3) 消費者政策委員会

<事務>

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

- ア 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する事。
- イ アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べる事。
- ウ 消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する事。

<組織>

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

- エ 委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する事。
 - オ 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く事。
- 上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。

(4) 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の骨格

消費者庁設置法の施行に伴い、「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に定める方針に基づき、関係する個別作用法における内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限等を規定するとともに、内閣府設置法、関係省庁設置法等を改正して所掌事務等を変更するため、関係法律を一括して改正することにより整備する。

（１）個別作用法の一部改正

消費者の利益の擁護及び増進等の観点から、次に掲げる法律について、内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限等を規定するための改正を行う。

<表示関係>

ア 不当景品類及び不当表示防止法

消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、内閣総理大臣が不当な景品類の提供を制限又は禁止し、又は不当な表示を禁止することができ、必要な命令をすることができることとする。また、事業者等による自主規制のための協定等について内閣総理大臣及び公正取引委員会が認定することができることとする。

（注）継続審議になっている独占禁止法等の改正法案に盛り込まれた不当表示に対する課徴金の制度については、今般の不当景品類及び不当表示防止法の改正では導入を見送り、消費者庁発足後、被害者救済制度を総合的に検討する際、併せて検討する。

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

ウ 家庭用品品質表示法

エ 食品衛生法

オ 健康増進法

カ 独立行政法人国立健康・栄養研究所法

内閣総理大臣が生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準を定め、これを遵守させることができることとする。

また、健康増進法の特別用途表示について内閣総理大臣が許可できることとすることから、必要な試験を独立行政法人国立健康・栄養研究所に行わせるため、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の主務大臣に内閣総理大臣を加えることとする。

キ 住宅の品質確保の促進等に関する法律

内閣総理大臣が国土交通大臣とともに日本住宅性能表示基準を定め、また、評価方法基準の策定等に関し、国土交通大臣に対し意見を述べることができることとする。

<取引関係>

- ク 特定商取引に関する法律、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
 - ケ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
 - コ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律
- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、内閣総理大臣が販売業者等に対する禁止行為等の内容を定め、これを遵守させることができることとする。

<業法関係>

- サ 貸金業法、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律
 - シ 割賦販売法、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律
 - ス 宅地建物取引業法
 - セ 旅行業法
- 消費者の利益の擁護及び増進の観点から、業所管大臣が事業者に対して行う業務改善命令等の処分について、内閣総理大臣（消費者庁長官）があらかじめ協議を受け、又は必要な意見を述べるができることとする。また、書面交付義務、誇大広告の禁止等について、内閣総理大臣が業所管大臣とともにその内容を定めることができることとする。

<安全関係>

ソ 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の製造業者等に対し、重大製品事故が生じた際の内閣総理大臣への報告を義務づけ、内閣総理大臣が重大な危害の発生及び拡大の防止のため必要があると認める場合に、当該製品の名称等を公表するものとするを規定する。また、特定製品について主務大臣が技術上の基準を定める際に、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならないこととする。

- タ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- チ 食品衛生法

有害物質を含有する家庭用品についての安全基準、食品・添加物の安全基準や原材料、容器包装等の規格・基準について、厚生労働大臣が基準を定める際に、あらかじめ消費者庁長官が協議を受けることとする。

ツ 食品安全基本法

食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項を定めるにあたり、内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者政策委員会の意見を聴かな

ければならないこととする。

<消費生活関係>

テ 消費者基本法

内閣府設置法第 11 条の 2 の規定により置かれる特命担当大臣を消費者政策会議の委員とすることとする。また、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき等は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

ト 消費者契約法、消費者契約法等の一部を改正する法律

不当景品類及び不当表示防止法の所管を公正取引委員会から内閣総理大臣に移管することに伴い、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定にあたって意見を聴く相手方から公正取引委員会を削ることとする。

ナ 個人情報保護に関する法律

個人情報保護に関する基本方針を定めるにあたり、内閣総理大臣は、消費者政策委員会の意見を聴かなければならないこととする。

<物価関係>

ニ 国民生活安定緊急措置法

生活関連物資等の割当て等の重要事項を消費者政策委員会が調査審議することとする。

(2) 内閣府設置法等の一部改正

消費者庁設置法の施行及びこれに伴う上記(1)の関係法律の改正に伴い、次に掲げる法律について、所掌事務等を変更するための改正を行う。

{ ア 内閣府設置法 イ 国家行政組織法

内閣府の任務に、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加する。

行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務として、「食品の安全性の確保」に加えて、「消費者の利益の擁護及び増進」を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項を追加することとする。

内閣府の分担管理事務のうち、食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項の策定に関する事務、及び食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務については、消費者庁設置法において、消費者庁の所掌事務と

して規定することとする。

上記の食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務、食品安全委員会が行う食品健康影響評価に関する事務、及び消費者庁設置法に規定する事務については、内閣府特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

消費者庁に消費政策委員会を置くことに伴い、国民生活審議会に係る規定を削除することとする。

消費者庁の設置に伴い、省（内閣府を含む。）に置かれる官房及び局の数を変更する。

ウ 厚生労働省設置法

食品衛生法及び健康増進法の表示基準の策定権限を内閣総理大臣に移管したことに伴い、厚生労働省の関係する所掌事務から消費者庁の所掌に属するものを除くこととする。

エ 農林水産省設置法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の品質表示基準の策定権限を内閣総理大臣に移管したことに伴い、農林水産省の関係する所掌事務から消費者庁の所掌に属するものを除くこととする。

オ 経済産業省設置法

家庭用品の品質に関する表示の標準を定める権限等を内閣総理大臣に移管したことに伴い、消費経済審議会が処理する事項から、家庭用品品質表示法の規定によりその権限に属させられた事項を除くこととする。

また、消費者庁設置法第4条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務について、経済産業局長が消費者庁長官の指揮監督を受けるものとすることを規定する。

(3) 附則

ア 経過措置

関係法律に内閣総理大臣（消費者庁長官）の権限が規定されることに伴い、改正前の関係法律に基づいて行われた命令等の効力を引き続き維持すること等必要となる経過措置を置くこととする。

イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の改正により独立行政法人農林水産消費安全技術センターの行う立入検査を規定する条項が変更したことに伴い、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法

の関係の条項を変更することとする。

ウ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法

家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法の改正により独立行政法人製品評価技術基盤機構の行う立入検査を規定する条項がそれぞれ変更したことに伴い、関係の条項を変更することとする。

エ 独立行政法人国立印刷局法

内閣府設置法の改正により独立行政法人国立印刷局法の引用する条項が変更したことに伴い、関係の条項を変更することとする。

オ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 カ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

内閣府設置法における国民生活審議会に係る規定を削除することに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における内閣府設置法設置法の一部改正の対象となる条項を変更することとする。

独立行政法人国立健康・栄養研究所法の主務大臣に内閣総理大臣を加えること等の改正に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正の対象となる条項を変更することとする。

(4) その他の消費者庁への移管又は消費者庁の共管とする法律

「消費者行政推進基本計画」において消費者庁に移管し、又は消費者庁の共管とするものとされている個別作用法のうち、次に掲げる法律については、移管等にあたり法律改正を要しないので、整備法の対象にしない。

- ア 物価統制令
- イ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ウ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
- エ 無限連鎖講の防止に関する法律
- オ 製造物責任法
- カ 金融商品の販売等に関する法律
- キ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
- ク 独立行政法人国民生活センター法
- ケ 公益通報者保護法

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の対象について(調整中)

○消費者行政推進基本計画において移管・共管対象とされた法律(29本)

不当景品類及び不当表示防止法【公正取引委員会】 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)【農林水産省】 食品衛生法【厚生労働省】 健康増進法【厚生労働省】 家庭用品品質表示法【経済産業省】 住宅の品質確保の促進等に関する法律【国土交通省】 特定商品等の預託等取引契約に関する法律【経済産業省】 特定商取引に関する法律【経済産業省】 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律【総務省】 貸金業法【金融庁】 割賦販売法【経済産業省】 宅地建物取引業法【国土交通省】 旅行業法【国土交通省】 食品安全基本法【内閣府】 消費生活用製品安全法【経済産業省】 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律【厚生労働省】 国民生活安定緊急措置法【内閣府、物資所管省庁】 消費者基本法【内閣府】 消費者契約法【内閣府】 個人情報の保護に関する法律【内閣府】	} 20本
<改正を要しないもの> 無限連鎖講の防止に関する法律【内閣府、警察庁】 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律【内閣府、経済産業省】 金融商品の販売等に関する法律【金融庁】 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律【金融庁、法務省】 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律【内閣府、物資所管省庁】 物価統制令【内閣府、物資所管省庁】 独立行政法人国民生活センター法【内閣府】 製造物責任法【内閣府】 公益通報者保護法【内閣府】	} 9本

○上記と関連する一部改正法律等関係

独立行政法人国立健康・栄養研究所法【厚生労働省】 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律【金融庁】 消費者契約法等の一部を改正する法律【内閣府】 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律【経済産業省】	} 未施行分
--	--------

○組織法関係

国家行政組織法 内閣府設置法 厚生労働省設置法 農林水産省設置法 経済産業省設置法

○条文のハネ関係

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法【農林水産省】 独立行政法人製品評価技術基盤機構法【経済産業省】 独立行政法人国立印刷局法【財務省】 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律【総務省】 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律【内閣官房行革事務局】

※特定非営利活動促進法(NPO法)は移管せず。

消費者安全法案のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約、消費者被害の防止のための措置等を講ずる。

(1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する**基本方針**を策定

(2) 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあつせん等の事務を実施
イ アの事務を行うため、**消費生活センターを設置**（都道府県は必置、市町村は努力）

(3) 消費者事故等に関する情報の集約等

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある**消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知**（生命・身体に関する**重大事故等**については直ちに通知）
イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

(4) 消費者被害の防止のための措置

ア 内閣総理大臣は、消費者の**注意喚起**のための情報を公表
イ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がある場合**
⇒ 内閣総理大臣は、法律に基づく措置を実施するよう**関係各大臣に要求**
ウ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がない場合**（いわゆる「**すき間事案**」の場合）で、かつ生命・身体に関する**重大事故等**の場合
① 内閣総理大臣は、**事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告**
⇒ 正当な理由なく**従わない場合は、当該措置をとることを命令**
② 内閣総理大臣は、**急迫した危険がある場合は、①の経路を経ず、必要な限度において商品の譲渡等を禁止・制限**
⇒ **禁止・制限措置に違反したときは、商品の回収等を命令**
※ 上記の命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。